

恵庭市告示第168号

令和2年恵庭市告示第187号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定等）の一部を次のように改正し、令和3年9月16日から施行する。

令和3年9月16日

恵庭市長 原 田



記

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による都市計画（用途地域）の変更に伴い、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり変更する。

1 規制地域

規制地域を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は省略し、恵庭市生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）